

2005 春季生活闘争 総合的労働条件改善闘争の取組み

2005.1.25

国営関係部会第3回代表者会議

日本経済は、景気の回復局面にあるといわれているものの、デフレ経済からの脱却に未だ見通しはなく、勤労者の雇用と所得は一向に改善されていない。

勤労者世帯の可処分所得は、1998年から6年連続でマイナスとなっており、更に、今後、公的年金保険料のさらなる引き上げや配偶者特別控除の一部廃止、所得税、住民税の定率減税の縮小・廃止など、矢継ぎ早に負担を課す政策となっており、こうした動きが可処分所得の減少に拍車をかけ、将来不安を強めている。

一方、政府の「骨太方針2004」では、市場原理の徹底と財政の帳尻あわせの方向がより鮮明となり、国民へさらなる痛みを押しつけるとともに、公務員の総人件費抑制政策を一段と強めてきている。

公務労協・国営関係部会は、こうした国民への負担や公務関係労働者への攻撃に対抗し、総合的生活改善闘争を展開していくこととする。2005 春季生活闘争においては、国営関係労働者の生活を守るため、現行賃金水準の維持・改善を基本に、総合的労働条件改善の取組みを強化していくこととする。

【2005 春季生活闘争総合的労働条件改善要求】

1. 賃金水準、一時金の改善について

- (1) 国営関係労働者の生活を防衛するため賃金水準の維持・改善を図ること。
- (2) 一時金の改善を図ること。

2. 労働時間短縮等労働諸条件の改善について

- (1) 2005 年度年間総労働時間1800時間達成にむけ、労働時間短縮の施策を実施すること。
- (2) 不払い残業を禁止するため、超過勤務に係わる勤務時間管理を徹底すること。
- (3) 時間外労働の削減のため、超過勤務の上限規制を原則として年間150時間に設定すること。
- (4) 時間外労働の支給割合を引き上げること。
 - 超過勤務手当の割増率を100分の150に引き上げること。また、深夜労働については100分の200に引き上げること。
 - 休日給の割増率を100分の200に引き上げること。
 - 夜勤手当を100分の150に引き上げること。
- (5) 年次有給休暇の完全取得を促進すること。

- (6) 特別休暇を拡大すること。
 - 夏期休暇を5日間に延長すること。
 - リフレッシュ休暇を新設すること。
 - 産前・産後休暇の期間を延長すること。
- (7) 育児休業制度の内容を充実するとともに、育児を行う職員の早出・遅出勤務を早期に実現すること。
- (8) 介護休業制度の内容を充実するとともに、介護を行う職員の早出・遅出勤務を早期に実現すること。
- (9) 子の看護休暇について、時間単位での取得等内容を充実すること。
- (10) 育児・介護休業制度及び子の看護休暇については、非常勤職員についても早期に適用すること。
- (11) 自己啓発・自己実現や社会貢献のための総合的な休業制度を新設すること

2．年金制度について

公的年金制度の安定と信頼回復のため、基礎年金の全額税方式への転換を早期に図ること。

また、公的年金一元化の動向へは、公務員制度の一環としての共済年金制度の基本的役割、機能を認識した上で対応すること。

3．公務・公共部門における男女平等促進について

職業生活と家庭生活の両立支援、女性職員の採用促進・登用拡大の取組みを進めること。また、セクシャルハラスメントに対する実効性ある防止施策を推進する等、職場環境の整備を図ること。

4．高年齢再任用について

高年齢再任用制度については、雇用と年金の連携としての主旨に基づき、希望者全員が雇用される等、高年齢再任用制度の円滑な規則・運用ルールを図ること。また、在職期間の長期化施策の推進等、雇用と年金の接続を図ること。

5．公務・公共部門におけるワークシェアリングの実現について

就業形態の多様化及び雇用創出を図るため、ワークシェアリングの導入に向け取組みを進めること。また、臨時・非常勤の処遇改善、制度の抜本改善を図ること。

6．その他の事項について

- (1) 福利厚生施策を拡充すること。
- (2) 労働安全の徹底及び健康管理の充実を図ること。
- (3) 宿舎制度・施設を改善すること。

国営関係部会 2005 春季生活闘争賃金要求の考え方（案）

2005.1.25
国営関係部会第3回代表者会議

国営関係部会は、連合及び公務労協の「格差縮小とワークルールの確立、地域給見直しと公務員給与の社会的合意再構築、公務・公共部門労働者の生活を維持・改善、退職手当見直しへの対応」を中心とする総合生活改善闘争を推進する方針を踏まえ、さらに昨年10月の第2回総会で確認された「統一要求を組織し団体交渉による解決を基本に総合的労働条件向上要求を行う方針を検討する」考えから、以下の取り組みを進める。

1. 国営関係労働者の生活を防衛するため、賃金水準の維持改善を図る。
2. 人事院の地域給与見直しに対しては、公務労協全体の取り組みとして統一行動を行う。また、公務員給与バッシング・引き下げキャンペーンに対しては、今日まで形成されてきた労働基本権の代償機能としての性格を有する民賃準拠原則の基準・基本ルールを堅持する取り組みを展開する。
3. 以上を基本に、国営関係部会総合的労働条件改善の取り組みを展開することとし、賃金要求の具体的取り扱いについては、民間の動向を踏まえながら引き続き検討する。